

令和8年3月16日（月曜日）

令和8年度当初予算審査特別委員会

（第5日目）

令和8年度当初予算審査特別委員会第5号

令和8年3月16日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 菅原辰雄君

出席委員（12名）

委員長 阿部司君

副委員長 高橋尚勝君

委員 星岳大君

須藤清孝君

佐藤雄一君

及川幸子君

三浦清人君

伊藤俊君

千葉伸孝君

後藤伸太郎君

今野雄紀君

佐藤正明君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長

副町 長

総務課 長

企画課 長

町民税務課 長 兼
歌津総合支所 長

保健福祉課 長

農林水産課 長

商工観光課 長

建設課 長

会計管理者兼会計課 長

上下水道事業所 長

千葉 啓君

三浦 浩君

岩淵 武久君

宮川 舞君

芳賀 洋子君

阿部 好伸君

佐藤 正行君

小野寺 洋明君

遠藤 和美君

男澤 知樹君

小野 寛和君

南三陸病院事務部事務長
教 育 長
教育委員会事務局長
代 表 監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 会
事 務 局 書 記 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

佐 藤 宏 明 君
小 松 祐 治 君
及 川 貢 君
横 山 孝 明 君
高 橋 伸 彦 君
岩 淵 武 久 君
佐 藤 正 文 君

事務局職員出席者

事 務 局 長
主 幹

高 橋 伸 彦
佐 藤 美 恵

令和８年度当初予算審査特別委員会の会議の概要

午前１０時００分 開会

○委員長（阿部 司君） おはようございます。

令和８年度当初予算審査特別委員会も本日で４日目ですけれども、よろしく願いいたします。

当初予算審査の審議予定としては、今日が最終日となろうかと思えますけれども、本日も慎重審議の上、活発な質疑をお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

ただいまの出席委員数は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより令和８年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

議案第７２号令和８年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） おはようございます。

それでは、令和８年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算の細部について御説明申し上げます。

予算書１９９ページを御覧ください。

令和８年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億２,９４０万円とするものです。

前年度当初予算比較では３,７４０万円の増額、率にしますとプラス１９.５％となっております。

次に、歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

２０５ページをお開きください。

歳入、１款１項後期高齢者医療保険料は、宮城県後期高齢者医療広域連合が算定しました保険料負担金を基に収入見込額を算出し、１億７,４０９万円を計上しております。対前年度比較では２,９１３万６,０００円の増額、率にしますとプラス２０.１％となっております。被保険者数及び医療費の増加が見込まれること、さらには、令和８年度から創設される子ども・子育て支援金制度に伴う増額計上となっております。

２款１項使用料は、督促手数料１万６,０００円を計上しております。

３款１項一般会計繰入金は、保険料の軽減分に係る公費負担として５,２７７万９,０００円を計上しております。対前年度比較では７２５万２,０００円の増額、率にしますとプラス１５.９％となっております。

２０６ページの４款繰越金、５款諸収入につきましては、予算科目の存置、またはおおむね前

年度同様の予算内容をそれぞれ計上しております。

207ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、宮城県後期高齢者医療広域連合が算定しました納付金見込額を基に 2 億2,686 万9,000 円を計上しております。対前年度比較では3,637 万7,000 円の増額、率にしますとプラス19.1%となっております。保険料の増額に伴う増額計上となっております。

2 款諸支出金は、おおむね前年度同様の予算内容で計上しております。

3 款 1 項予備費は、財源調整による計上としております。

以上、細部説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 司君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑願います。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。

後期高齢者医療特別会計は、集めたお金を県の広域連合に納付するという形なので、取り立てて質問事項はなさそうに見えるんですが、1 つ、後期高齢者医療の会合等に参加した際に話題になるのは、ほぼ決まって高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というのが令和 6 年度からはもう全ての市町村で行うということになっていて、それが果たして本当にちゃんと機能しているのかというところがよく話題になります。事業の内容につきましては一般会計でもう審議済みでありますので、広域連合のほうに行きますと、市町村が窓口ですから、市町村と連携をしっかりと取って一体的事業を進めておりますと言われるんですけども、町サイド、市町村の窓口からすると、果たしてそれがちゃんと発揮できているのかなという感覚をぜひ伺いたいなというふうに思っておりますが、広域連合とのやり取りの中で、一体的実施に当たってどのようなやり取りが行われていて、広域連合からどのようなアドバイスであったり指示であったり、そういうものがされるのか、伺いたいと思いますけれども、どのような状況なんでしょうか。

○委員長（阿部 司君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 介護予防と一体的な取組というところでの御

質問でございますけれども、委員お話しのとおり、市町村ごとにそういう介護予防と一体的に取組を行うということで取り組んでいるわけなんですけれども、当町としましては、当然、保健福祉課の介護部門と連携をしながらというところでやっております。もう少し取り組める内容等が、この辺強化できたら、もっと高齢者の方々が健康づくりに向けて取り組めるんじゃないかということも常に担当同士で情報交換をしながら、より強化できる体制というところを年度初めにまずは話合いをしまして、そしてまた、県のほうでも年度初めにそういった会議等もございまして、その中で話題にされたりですとか、そういった先進事例なども紹介されて、よそではこういう取組をしていますよというような内容なども紹介されたりしております。それで、当町のほうでそれを参考としてどこまでできるかとか、それとも、あとはそれからこちら側でだけ進めようとしてもなかなか受入れが難しかったりするるので、そこは地域包括支援センターだったり、そういったところのお力を借りながら、介護予防と一体的に取り組んでいっているというような内容でございます。

○委員長（阿部 司君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 ぜひ広域連合を有効にというか、利用といいますか、活用といいますか、ぜひ協力して進めていっていただきたいなと。市町村側から要望であるとか、こういうところってどうやったらいいんですかというような話を広域連合側もある種待ち望んでいるというか、待っている状況というのはあると思うんですよ。なので、せっかく県全体で取り組んでいるわけですから、今言った先進事例、ほかの市町村では例えばそういう問題、課題がある場合にはこういうふうに対応していますよと紹介してくれるわけなので、こちらからもっといっぱいどんどん意見をぶつけていったらいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、来年度、今までの課題というのは一体的事業に取り組んである程度見えてきていると思いますので、ぜひ広域連合と連携をもっと強力に密にして、地域の高齢者の皆さんが健康で長生き、そして地域で長く活躍できる町にしていっていただきたいというふうに思いますので、そのあたり、どういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 委員のまさにおっしゃるとおりだと私も思っております。地域全体で、地域包括ケアシステムの構築に向け、構築といいますか、そういった取組の中でも連携するところがあると思いますし、それが高齢者の方々の生き生きとした生活につながって健康年齢というんですか、そういうのがもう長く続けばいいのかなという、その取組が一つの助けになればいいのかなというふうに私も思いますので、今後、今、

委員からお話のあったように、広域連合さんのほうにも何か相談することがあって、その取組などについてアドバイスのなところをいただければなおよろしいのかなというふうに思っております。取組自体は、何か新しいことをできるのではないかというところ、先ほども言いましたけれども、もう少しこの辺できるんじゃないかというところも担当としては見えているところもございますので、それを思っているだけじゃなくて、どうしたら形にできるかというところを担当と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（阿部 司君） よろしいですか。ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます。私からは2点ほどお伺いいたします。

ページ数は205ページ、歳入なんですけれども、年々高齢者人口が増えていって後期高齢になる人たちが増えて、歳入も多くなりますけれども、歳出も給付のほう伸びております。今後、それが否めないのかなという思いがする中で、先ほどの説明の中で、子ども・子育て支援金ということの絡みのこととおっしゃられましたけれども、これがこの後期高齢にどのように関わってくるのか、お伺いいたします。

それが1点と、それから、普通徴収のほうで9万円の滞納繰越分が予算化されていますけれども、これは今後とも引き続き滞納繰越があるわけなんですけれども、9万円だからそう多くはないと思うんですけれども、普通徴収している人たちの呼びかけというか、この滞納を減らすためにどういうPR、呼びかけしているのか、お伺いいたします。

○委員長（阿部 司君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、1点目の令和8年度から創設されます子ども・子育て支援金の部分につきましてなんですけれども、こちらは医療保険全体で子ども・子育て支援金ということで子育て世帯を応援する仕組みづくりということで、当然に後期高齢者医療保険制度の中でも同じように負担をするという、そういった制度になっておりますので、国保の条例改正のときにもお話ししましたように、全ての医療保険でそういうふうな仕組みになるというところでございます。

それから、2点目の普通徴収分の滞納繰越9万円というところにつきましては、予算的には9万円ということなんですけれども、実際にはもっと滞納繰越というのは毎年度発生している状況ですので、当然に納めていただくように、まずは納期が過ぎれば、現年度分であれば督促状を発送します。それで納期内に納めていただけなかった方へのお知らせをします。それでもなかなか納められない方については催告とか、そういった手続が進んでいくわけなんですけれども、いずれにしましても、納めていただく分については、こちらのほうから何か

しらの催告をしながらということになるんですけれども、ただ、後期高齢者の方の場合、どうしても年金から引かれているという思いがあるので、言っても、この分年金から引かれているから自分はもう納めているから、何かこれは納めなくていいのかもしれないというふうに思われる方も中にはいるかもしれないので、多分そこは私どもがもう少し丁寧な説明をして、この分は年金から引かれるのではなくて直接納めていただく分なのでということをもう少し丁寧に御説明しながら納付につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（阿部 司君） 及川委員。

○及川幸子委員 説明は分かりました。この子ども・子育て支援金のことなんですけれども、歳入に入っている額、分かっているのであればこの特別徴収保険料と普通徴収保険料の中にどのぐらい組み込まれているのか、その辺、再度お伺いします。

それと、やはり今、滞納繰越の分なんですけれども、特徴している人たちはそれでいいんですけれども、普通徴収している方は、途中からでも入った場合、一応、特徴は年金をもらっている人、それ以外の方は普通徴収になるわけなんですけれども、やっぱり普通徴収されている人には滞納のないように、最初から本人に理解してもらうような指導というものもやっていくべきだと思いますので、この辺に努力していただきたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 1点目の子ども・子育て支援金の部分なんですけれども、御承知のように、これは県で一律の保険料の税率になっておりまして、ちょっと南三陸町だけということではないんですけれども、お1人分の状況を申し上げさせていただきますと、所得割率については0.25%で計算されております。それから、均等割額1人幾らという分については1,370円ということで、それで後期広域連合のほうで算出しているという状況なんですけれども、令和8年度はこの金額、率で計算されているんですけれども、令和9年度はもしかしたら改定になるかもしれないということは今言われております。

それから、2点目の普通徴収に係る分については、今後も引き続き、高齢者の方々が分かりやすいように、もう少し何か工夫できる余地があるのであれば工夫しながらお伝えして、御理解を得て納付につなげていきたいというふうに思っております。

○委員長（阿部 司君） 及川委員。

○及川幸子委員 新しい制度なので、やはりここは町民に対して丁寧に説明して、納得していただいて、遺漏のないようにやっていただきたいと思います。それがひいては滞納繰越にもま

たつながっていく可能性がありますので、その辺は丁寧な説明をよろしくお願いいたします。
終わります。

○委員長（阿部 司君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第72号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第73号令和8年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第73号令和8年度南三陸町介護保険特別会計予算の細部について御説明を申し上げます。

予算書209ページを御覧ください。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ16億2,600万円とするものです。令和7年度との比較では2,830万円、率にして1.8%の増としたものであります。

令和8年度の介護保険特別会計予算につきましては、一般会計でも御説明申し上げましたが、重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして、社会福祉法第106条の10の規定に基づき、介護保険料での負担分を一般会計に繰り入れる必要があるため、同法の規定に沿った予算対応としたものであります。

また、国の重層的支援体制整備事業の補助金交付要綱等に基づき、当該事業に係る人件費及び事業費について予算の組替えをさせていただいておりますので、該当する部分につきましては、その都度御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出の詳細について御説明を申し上げます。

215ページにお進みください。

初めに、歳入となります。

1款1項介護保険料です。ここでは、65歳以上の第1号被保険者に納付いただく保険料について、令和8年度の所得段階階層の構成等を見込みつつ積算したものであります。

同じく215ページ中段、2款1項手数料です。ここでは、介護保険料に係る督促手数料を計上してございます。

同じく215ページ下段の3款国庫支出金から217ページ中段の5款県支出金までにつきましては、保険給付の財源として、支出額に応じて決められた割合による交付金等を計上してございます。

続きまして、217ページ下段、6款1項財産運用収入につきましては、財政調整基金積立利子を計上しております。

続きまして、218ページ上段、7款1項一般会計繰入金につきましては、町が公費負担する保険給付費などについて、一般会計から繰入れするものでございます。

同じく218ページ中段、7款2項基金繰入金につきましては、令和7年度に基金を取り崩し、財源調整を行っておりますことから、令和8年度においてはゼロ予算として廃目としたものでございます。

同じく218ページ下段の8款1項繰越金につきましては、前年度の歳計余剰金からの繰越金を見込むものとして予算計上をさせていただいております。

続きまして、219ページ、9款諸収入につきましては、存置予算の計上とさせていただいております。

続いて、歳出となります。

220ページを御覧ください。

初めに、1款1項1目一般管理費です。ここでは、介護保険事務に係る職員人件費等を計上しており、令和7年度との比較では315万3,000円、率にして29.9%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、12節委託料において、令和9年度を計画期間の始期とする第10期介護保険事業計画に係る策定委託料などを計上したことによるものでございます。

続きまして、221ページ上段、2項1目賦課徴収費です。ここでは、第1号被保険者に御負担いただく保険料の賦課徴収に係る予算で、令和7年度との比較では19万6,000円、率にして10.4%の増としております。

続きまして、221ページ中段から222ページ上段まで、3項1目保険認定事業費です。ここでは、介護保険認定審査会等に係る費用、認定審査会委員の報酬や主治医意見書作成等を計上してございます。令和7年度との比較では41万9,000円、率にして4.9%の減としております。

続きまして、222ページ中段から224ページ下段まで、2款保険給付費です。

2款1項の介護サービス等諸費では、要介護1から要介護5までを対象としたサービスに係

る保険給付の予算を計上しており、223ページ下段からとなります2款2項の介護予防サービス等諸費では、要支援1と要支援2を対象とした各種サービスに係る保険給付として予算を計上させていただいております。

また、225ページ上段、2款3項のその他諸費から226ページ上段の2款6項の特定入所者介護サービス等費を含めまして、令和7年度の実績見込みを考慮した予算計上とさせていただいております。

2款保険給付費全体の予算額としましては、令和7年度との比較では4,901万2,000円、率にして3.3%の増となっております。

続きまして、226ページ下段、3款地域支援事業費です。

1項介護予防生活支援サービス費につきましては、要支援認定者に対し行われる介護予防サービス給付のうち、地域支援事業の中で行われるものの費用を計上してございます。令和7年度との比較では209万円、率にして16.4%の減となっております。

続きまして、227ページ、2款一般介護予防事業費です。ここでは、介護予防に係る事業費を計上しており、令和7年度との比較では445万1,000円、率にして62.8%の減としております。減額の主な要因といたしましては、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、いきいき百歳体操に係る予算と地域介護予防活動支援事業費補助金を一般会計に組替えしたことによるものでございます。

続きまして、227ページ下段、3項包括的支援事業任意事業費です。こちらにつきましても、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、229ページ上段に記載の包括的ケアマネジメント支援事業費及び生活支援体制整備事業費を廃目とし、当該事業に要する人件費及び事業費について一般会計への予算の組替えを行っております。

なお、228ページ上段の3項1目任意事業費の12節委託料において、昨年度に同じく、高齢者見守り相談支援業務委託料を計上しており、2目の在宅医療介護連携推進事業費及び3目認知症総合支援事業費につきましては、それぞれの対策に応じた各種講演会などの事業を行うための予算を計上させていただいております。

3款地域支援事業費の全体予算としましては、令和7年度との比較では4,134万8,000円、率にして48.8%の減となっており、重層的支援体制整備事業の実施に伴う予算の組替えが主な要因となっております。

続きまして、229ページ下段、4款基金積立金から230ページ中段までの5款諸支出金につきましては、会計上必要な経費を計上しておりますが、5款2項1目の一般会計繰出金につき

ましては、重層的支援体制整備事業の実施に伴う介護保険料負担分として一般会計に繰り出しするものであります。

また、6款予備費は、財源調整のため計上しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 司君） 担当課長により細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑願います。伊藤委員。

○伊藤 俊委員 おはようございます。それでは、2点お伺いいたします。

ページ数は、まず、これは2つに分かれていますので1つにまとめて質問しますが、216ページと217ページ。包括的支援事業費交付金、ただいま御説明がありました。金額だけ見ますと、約半分になっていると。課長の説明の中では、算定基準によって出されていますという説明でしたが、この減額要因というのは何であるのか、また、例えばほかの財源に組み替えられるとか、ちょっと複雑な多分仕組みになっているのか、なっていないのか、その点も含めて追加で説明があればお願いいたします。

それから、2点目については227ページ、3項1目12節委託料、ただいま御説明ありました高齢者見守り支援、L S Aのことなんですけれども、今年度実施して、来年度も同額で計上されております。決算審査でも聞くような内容かもしれませんが、あえて予算審査の段階でお聞きしますが、1年間、結局、国の財源ではなくて一般財源も活用しての事業実施でございました。とはいえ、全体の金額からすると、どうしても一般財源で約1,000万円、残りは国県の支出金ということで、やはり国県に頼る部分も若干あるというふうに理解しておりますが、この町の、要は一般財源も使ってみての事業を進めてみての何か評価であるですとか、あとは現場からの困り事、課題は出ているのでしょうか。要は体制もちょっと縮小されていますので、その点について、現時点で御説明できるものがあればお願いしたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、2点御質問いただきました。

まず、1点目の包括的支援事業費の交付金の関係でございます。こちらにつきましては、令和8年度からの重層的支援体制整備事業の実施に伴ってというところもございますけれども、この交付金の中には、実際、内訳としますと、任意事業分というものと、それから社会保障

充実分というものの2つの区分で今回予算を計上させていただいておりまして、それぞれその事業費に対して決まった割合、19.25%という割合、それに基づいた予算措置とさせていただいておりますので、包括的支援事業交付金の中で重層に関係する部分はここには含まれていないといったところで、今お話ししました任意事業と社会保障充実分のこの2点について、国県の分の決められた配分に基づいた歳入の計上というふうにさせていただいているところでございます。

それから、2点目でございます。令和7年度から、この介護の特会の中でL S A事業、規模を縮小してということで実施をさせていただいておりますけれども、L S Aさんの人数としますと5名体制ということで実施をしております。災害公営住宅にお住まいの65歳以上の高齢世帯の方をメインにということで事業は実施をしてきているというところでございますけれども、まず、1年やってみてといったところでございますけれども、大きな問題、トラブルというのはないのかなというふうな認識をしてございます。若干規模が縮小して、やり方も含めて若干変更になった点もございますけれども、そういった中でも、地域包括支援センターとL S Aさんとの打合せだったり、それから、民生委員さんとの定期的な意見交換なども実施をさせていただいているという状況でございますので、その中での現場からの困り事だったりといったところも含めてフォローアップをさせていただいているというところでございまして、加えて、高齢者じゃない方の支援といったところも関係機関へつなぐといったところも、しっかり今のところはできているのかなという認識であります。

○委員長（阿部 司君） 伊藤委員。

○伊藤 俊委員 分かりました。いろいろな工夫をされて令和8年度やられていくと思うんですが、まず1点目の交付金については、この交付金の性格自体が地域包括支援センターの、要は財源の一部というか、使われるものでありますので、それが縮小されることによって、地域包括事業自体が何かちょっとスムーズにできなくなるとか、そういうことがないようにまずは願うところでもありますし、この地域包括支援の部分がどうしてもスムーズに回っていかないと、町で目指している重層的支援整備体制の事業もスムーズにいかないようにちょっとリンクしてしまいますので、ちょっとその辺はぜひ心配が出ないように進めていただければなという意味でちょっと質問させていただきましたが、その点にまず影響がないかどうかだけ御答弁いただければと思います。

そして、L S Aについては大きなトラブルがないということで、令和8年度も恐らく、トラブルはなかったんですけれども、結局のところ、人員は縮小されていますので、恐らく常駐

していたときに比べれば声を拾い上げる体制というのは、要は半分以下になっている、巡回していますから。となると、なかなかしっかり声を拾っていくようなものがないと、なかなかその事業自体が、せっかくやっているものがちょっと効果が意味がないものになってしまうのかなという心配もありますので、その点はぜひ工夫していただくのと、もう一つお聞きしたいのは、課題については実は深刻化しているんじゃないかなと。今年度やってみてのことだったんですが、来年度以降は今抱えている課題がより深刻化していく可能性もあるというのはやっぱり年齢も重ねますし、生活環境も変わっていますので、深刻化すると想定すれば、やはり事業の進め方ももう1段ちょっと考えなければいけないかなと。もちろんそこを補完するのがアウトリーチ事業かもしれませんが、このLSAさんが果たす役割、その創意工夫ですね、進め方、何かございましたらお願いいたします。

○委員長（阿部 司君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

地域包括支援の関係でございますけれども、地域包括支援センターについては、今後、本格実施になります重層の核となる部署でもございますので、そういった地域包括の活動と重層をうまくリンクさせながら今後もしっかり対応していきたいというふうに考えておりますので、委員からお話がありましたように、影響がないようにということで進めさせていただきたいと考えております。

それから、LSAさんの関係でございますけれども、確かに規模を縮小して、拾い上げていく声というのも、なかなか1人当たりの負担が増えているという状況もございます。そういった中で、高齢者の方々の相談支援だったりというのも多岐にわたるところでございますし、問題といったところが多様化、複合化しているというケースも実際にはございますので、そういう複雑困難なケースにもLSAさんには対応いただいているという状況ではございますけれども、LSAさんだけに御負担をかけるということではなくて、そこには、今お話ししました包括支援センターの職員であったり、それから当課の職員、関係機関の皆様とも連携をした形で取組を来年度もしっかりとやっていきたいというふうなところでございます。

課題といったところでは、今お話をさせていただいております多様化、複合化したところへしっかり対応していく、スピード感を持ってといったところが大事になってくるのかなというふうに思いますので、その点につきましては、重層的支援体制整備事業、それからアウトリーチをうまく組み入れながら高齢者の見守り支援というのをしっかりと継続していきたい

というふうに考えております。

○委員長（阿部 司君） よろしいですか。ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 私から2点ほどお伺いします。

前委員にも引き続き同じようなところになるかと思えますけれども、まずもって、ページ数が227ページ、一般介護予防事業費の中のいきいき体操などが重層的支援事業のほうに移って、一般会計で、国の制度でそちらのほうに行くわけですけれども、この事業は一般会計に入りました。その後の事業が保健福祉課でやるわけだと思うんですけれども、その辺、どちらでどのように、科目だけが一般会計に入ったんですけれども、どういうふうにやっていくのか、それが1点。

それから、3点ありますね。そこの下の段の包括支援事業任意事業の中で12節委託料1,800万円、これは高齢者見守り相談支援業務委託料ということで、LSAさんの分も入っていると思うんですけれども、この高齢者の見守りということが非常に大事なことです。こまいところまで入っていつているのかどうか、その辺、効果ですね、そういうものをお伺いします。

次に、次ページ、228ページの任意事業費で、19の扶助費318万円、家族介護用品支給事業210万円ありますけれども、これはおむつ支給なんですけれども、以前から私、課税・非課税、非課税世帯にやっていますけれども、やはり課税・非課税なく、全員の人におむつ、必要な人にやるべきでないかということをお願いしておりますけれども、今後そういうことの課税・非課税を取っ払って必要な人にやるという考えがあるのかどうか、その3点お伺いいたします。

○委員長（阿部 司君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 3点御質問をいただきました。

まず、1点目のいきいき百歳体操につきましては、新年度予算では一般会計ということで組替えをさせていただいております。こちらの事業につきましては、これまでと同じく包括、それから保健福祉課のほうで事業をやるということでございます。

それから、LSAさんの関係でございます。高齢者の見守りの関係でございますけれども、効果というお話ですけれども、こちらにつきましても、先ほどの伊藤委員の答弁とも、すみません、重複にはなってしまうんですけれども、町としても必要な事業だということで、これまでは国の交付金を活用してといったところから介護特会のほうの事業に組替えをして令和7年度は実施をさせていただいているというところでございますし、先ほども申し上げま

したように、高齢者の方々への支援、多岐にわたって内容も複雑多様化といったところでございますので、そういったところにもしっかりと対応していけるようにということで、新年度から実施しますアウトリーチと重層の事業、それからL S Aの活動をうまく組み合わせながら、見守り支援、相談見守りといったところを継続していきたいというふうに考えてございます。

それから、家族介護用品支給の事業につきましては、実施要綱に基づきましてというところになりますけれども、その中でも、支給対象者としましては介護用品を常時使用する方、それから町内に住所がある方で町民税の非課税世帯に属する方ということで今実施をしているというところでございますので、委員から御質問のありました、非課税世帯の方もやるのかといったところは、今も含まれているというような認識でおります。

○委員長（阿部 司君） 及川委員。

○及川幸子委員 すみません、忘れないうちに後ろから行きたいと思いますけれども、今のおむつなんですけれども、非課税世帯が入っているのは分かります。私は、実施要綱に含まれていない課税世帯にもすべきではないかということを申し上げているので、その辺を変えてやっていく、これは町長にも言えることですが、実施要綱を変えて、課税世帯にも必要な人にはやるべきでないかなという思いがするので、そこを今言いました。

それから、次に委託料の1,800万円、これは見守り、非常に大事な、私は前回も言ったと思うんですけども、この見守り、表だけを見守りしてはなくて、こまいところに独り暮らし、老老介護、そういう世帯の人たちを特に見守りしなきゃいけない人たちなものですから、その辺を重点的にやってもらおうとありがたいのと、町民の人たちに、手が届く、そういうサービスになるんでないかなと思うので今話しております。

それから、いきいき体操なんですけれども、非常にこれは有意義に皆さん活動して、元気老人をいっぱいつくっているところです、このいきいき体操ね。それを今後とも広げて、町内全域で広げてやっていきたいと思います。私は歌津の人間だから、歌津でやっていることはそう見えているので言うんですけども、あとの入谷、志津川、戸倉はどうなのか、分かっている範囲でお答え願います。

○委員長（阿部 司君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 失礼いたしました。家族介護の支給用品につきましては、課税の世帯に対してもということでございますけれども、今、現時点でそういった具体の検討は、すみません、まだ進んでいないといったところでございますので、御理解をいただきたいと

思います。

それから、L S Aの見守りの関係でございますけれども、災害公営住宅、独居老人の方もいらっしゃる方というのもしゃいます。今年度から規模を縮小してというところでございますけれども、毎月定例でL S Aさんのほうから見守り相談事業の月次の報告というのをもらっておりますので、その中で、そういった方々に対してもになりますけれども、先ほどお話をしました包括、それから民生委員さんとの意見交換というのを実施させていただいておりますので、そういった報告に基づきながら、スピード感を持った対応といったところは常に心がけて実施をさせていただいておりますので、そちらについては今後も継続をしていくというところでございます。

それからあと、いきいき百歳体操の関係でございますけれども、いきいき百歳体操、今年度の実績といったところでの御報告にはなるんですけれども、すみません、2月の途中までの時期で大変申し訳ございませんが、いきいき百歳体操につきましては、今活動いただいている団体は33団体ございます。住民主体の通いの場の創設といったところで、それから健康づくりに資する形での実施をさせていただいておりますけれども、町としまして、地区にこだわらず、ぜひやりたいというような団体があれば積極的にこのいきいき百歳体操のほうにも御参加をいただきたいというふうに思っておりますし、今年度は入谷地区のほうでもいきいき百歳体操の体験会というような形で実施をさせていただいておりますので、町のほうでも広くPRをしていきながら、いきいき百歳体操のさらなる充実といったところにつなげていきたいというふうに思っております。

○委員長（阿部 司君） 及川委員。

○及川幸子委員 いきいき体操は33団体ということで、南三陸町全体でこれを広めていく価値があると思うんです。それで聞いたんですけれども、体験が入谷でも今後始まるということなので、それを戸倉とか志津川とか、広く南三陸町全体に広げていくということを考えていかなきゃならないと思うので、今後そのような方向で進んでいただきたいと思いますので、その辺だけお伺いいたします。

○委員長（阿部 司君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 先ほど答弁させていただきました体験会につきましては、今年度、入谷の地区で開催をしたというところでございますし、今後におきましても、体験会、PRの場を通じて、志津川の地区という特定の地区に限らず、町内の全地区で広く皆さんに健康づくりの一環としてこのいきいき百歳体操については活用していただきたいと思ってお

りますので、必要な周知啓発といったところも町のほうでも積極的に実施をしていくというところでございます。

○委員長（阿部 司君） 今野委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。

記載のページ数、多分222ページだと思うんですけども、お伺いしたいのは、介護認定のレベルというか、8段階あると思うんですが、そこで伺いたいのは、当町において、そのレベルの方たちの人数なりパーセンテージがお分かりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 介護認定の関係でということでの御質問でございますけれども、すみません、今手元にある資料での回答ということで失礼いたしますけれども、認定につきましては、要支援は1と2、それから要介護は1から5までというところでございます…（「自立」の声あり）自立支援はまた介護とはちょっと別枠ということでございますので、令和7年度の2月の状況にはなりますけれども、要支援から要介護の認定を受けた要介護度別の認定者の数といたしますと、要支援の1から2、それから要介護、全て合わせまして874件となっております。（「1段階別の内訳」の声あり）内訳、はい。要支援1、令和7年度で申し上げますと90人、要支援2の方が52人、要介護1が200人、要介護2の方が170人、介護の3の方が150人、介護の4の方が131人、介護の5の方が81人でございます。

○委員長（阿部 司君） 今野委員。

○今野雄紀委員 改めてお聞きしたいのは、大体、この介護の認定の中で亡くなられる方というのがあると思うんですけども、大体どの段階の方が多いのか、もし分析なさっていたら、していなければいいんですけども。

2つ目は、レベルアップの推移というんですか、例えば要介護1の壁とかよく言われますけれども、こういったやつは大体所感でよろしいですので順調に上がっているのか、それとも事業によって抑えられているのか。そこでもう一点伺いたいのは、レベルの維持というか、逆に回復している、下がっていく方たちも事例としてはそれなりに存在しているのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

まず、亡くなられる方につきましては、要介護度の状況に応じてというところもありますけれども、やっぱり年齢だったり御病気だったりといったところもありますので、その点につ

いての分析は、すみません、しておりません。

それから、今後の状況ということで、レベルが下がる方も実際は中には、まれですけども、いらっしゃるということで、状況が回復してというところの方もいらっしゃいますけれども、状況としますと、やはり要支援の方が年々微増というか、増えてきているという状況でございますので、町のほうとしては、いわゆる介護予防的なところにももう少し力を入れていきながら、要支援の人の人数も抑えていけるような対応が取ればなというふうに考えているところでございます。（「分かりました」「なし」の声あり）

○委員長（阿部 司君） ないようでありますので、なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第73号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（阿部 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第74号令和8年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） よろしく願いいたします。

議案第74号令和8年度南三陸町市場事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書は240ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算それぞれの総額を3,300万円とするものでございます。前年度と対比しますと、総額で300万円、率にして8.33%の減となっております。

続きまして、予算書246ページを御確認願います。

1款1項1目の卸売市場使用料は、本年度予算額1,575万3,000円で、前年度とほぼ同額を見

込み、計上をしております。このうち、卸売市場使用料は、これまでの水揚げ実績から水揚げ額30億円を見込み、これに1,000分の5を乗じた1,500万円を計上したところであります。

また、3款1項1目の一般会計繰入金は、対前年度比較で、率にして15.92%の減となっております。減額の理由につきましては、歳出において、市場における管理システムの更新が令和7年度で終了したことによるものであります。

次に、歳出につきまして、予算書248ページを御確認願います。

1目市場管理費につきましては、対前年度比較167万9,000円、率にして4.87%の減となっております。減額の主な要因につきましては、先ほど歳入で触れましたようにシステム更新の完了に伴う12節委託料の減額によるものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 司君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑願います。今野委員。

○今野雄紀委員 では、1点だけ伺いたいと思います。

市場会計ということで、この質問、あるか分からないんですけども、魚種の水揚げ状況はどのような形になっているのか、主なもの。それで、近年落ちているというんですか、あんまり捕れなくなっている部分があるのか、その辺の推移を伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 水揚げ魚種の状況ということでございますけれども、まずギンザケに関して申し上げますと、対前年度比で水揚げ金額にして5億円弱、水揚げ量につきましては385トン、約ですね、増加しているという状況でございます。タコにつきましては先日申し上げましたので割愛をさせていただきまして、カレイ、こちらにつきましては、水揚げ金額で100万円ほど増となっておりますけれども、水揚げの数量で申し上げますと7トンほど減っているというような状況でございます。また、タラ類に関しましては、水揚げ金額が約150万円の減と。一方で、水揚げの数量につきましては、200キロほど増えているといったような状況でございます。

○委員長（阿部 司君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今の課長の説明ですと、水揚げが少なくなって金額が上がっているやつと、水

揚げが多くなって金額が少なくなっていると、そういう説明がありましたけれども、そういった要因というのは市場の入札というんですか、そういったやつか、それともいろんな諸事情があるのか、そのところを分析していたら伺いたいと思います。

あともう一点伺いたいのは、先ほど課長から説明のあった魚種なんですけれども、それ以外の、よく市場に行くと、いろんなやつが入った箱に入っているやつがあるんですけれども、そういった意味で、よく言われる未利用魚というんですか、余り、そういったやつが温暖化等でいっぱい捕れてきて、こういった魚種にノミネートするとか、そういった部分は今後考えられるのかどうか、簡単に伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、1点目の要因についてでございますけれども、やはり海水温の上昇で捕れる魚が変わってきていると、全国的にですね、というのが一つ価格に影響を与えているという要因なのではないかというふうに捉えております。

それから、2点目の未利用魚についてですけれども、過去にはアイゴなどの魚も水揚げされて、これを活用するために一般会計のほうで予算措置しておりますけれども、魚食普及事業費補助金といったようなものを創設させていただいて、そういった未利用魚を活用していきましょうといったようなことに取り組んでいるというところでございます。

○委員長（阿部 司君） 今野委員。

○今野雄紀委員 では、その未利用魚について再度伺いたいんですけれども、今後いろんなやつが、イセエビはじめ捕れてくると思うんですけれども、そういったやつを町でまちおこしとまではいかないんですけれども、そういった魚種を大々的に、今後出てきた場合、活用する考えがあるのかどうかだけ伺って終わりとします。

○委員長（阿部 司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） たらればの話ということにはなるんですけれども、やはり町だけでは取り組める内容ではございませんので、例えば漁協の婦人部の皆さんですとか、場合によっては保健福祉課の栄養士さんとも連携を図りながら、そういった未利用魚の活用というものに取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（阿部 司君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第74号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第75号令和8年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） それでは、議案第75号令和8年度南三陸町水道事業会計予算について、細部説明をいたします。

予算書252ページをお開き願います。

まず、令和8年度の水道事業会計予算の概要について申し上げます。

第2条は、事業年度の企業活動の基本的目標として業務の予定量を定めるもので、年給水件数は4,871件、年間総給水量は134万3,000立米、1日当たり3,679トンで、今年度とほぼ同じ数量を見込んでおりますが、年々、人口減少等により、給水件数、給水量ともに減少傾向となっております。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の水道事業収益の総額は5億8,376万4,000円で、前年度比1%、568万6,000円の減、支出の水道事業費用の総額は6億1,612万7,000円で、前年度比6.9%、3,956万4,000円の増と、支出において若干の費用増となっております。

次のページ、253、254ページをお開き願います。

第4条は資本的収入及び支出の予定額であり、水道施設を整備するための財源と費用になります。

収入の水道資本的収入の総額は1億7,448万2,000円で、前年度比263.5%、1億2,648万円の増、支出の水道資本的支出の総額は3億1,245万3,000円で、前年度比51.1%、1億563万3,000円の増と、令和7年度当初予算と比較しますと、大幅な増ではありますが、実際は今年度も配水管の更新事業を実施しておりますので、ほぼ同規模の事業費となるものとなります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条は、令和8年度をもって契約期間満了を迎える水道事業業務委託等に係る債務負担行為について定めております。なお、それぞれの経費についてであります。令和8年度は契

約手続のみとなり、実際の支出は令和9年度から5か年分の費用について定めるものであります。

第6条は、重要施設配水管更新事業を目的としまして、企業債の限度額等について定めております。

第7条は、現金が不足した場合の一時借入金の限度額を5億円としております。

第8条は、支出予定の各項の経費の金額の流用について定めたものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を定めております。

第10条、他会計から受ける補助金は、一般会計からの補助金174万7,000円と定めております。

次ページに移っていただきまして、第11条、棚卸資産の購入限度額は500万円としております。

次のページ、256ページ以降は、予算に関する説明書になります。

257ページから259ページは、水道事業会計予算実施計画書でございます。実施計画書では、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、目の段階までの予定額を提示しております。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、少し飛びますが、273ページを開き願います。

(1)の収益的収入及び支出を御覧ください。

まず、収入となります。1款1項の営業収益は、今年度の実績等を勘案しまして3億3,443万円を計上し、前年度と比較して若干の減と見込んでおります。

2項の営業外収益では若干の増額で計上、3項の特別利益は存置科目となります。

続いて、274ページからの支出です。

1款1項の営業費用は5億9,279万9,000円で、前年度比6.3%、3,500万円ほどの増であります。増額の要因としましては、水道事業業務委託費において、物価及び人件費の高騰による増加が主な要因となります。

また、2目総係費におきましては、委託料で財務会計システムの機器更新に係る費用を、275ページに移りまして、負担金においては、登米市、栗原市、気仙沼市との3市1町による水道水質検査の共同に向けた検討協議を進めるための負担金を計上しております。

続いて、2項の営業外費用は2,222万7,000円で、前年度比26.2%、460万円ほどの増としております。増額の主な要因は、借入金に係る利息の増額でございます。

続きまして、276ページ、(2)の資本的収入及び支出となります。

まず、収入です。

1 款 1 項の企業債は、重要施設配水管更新事業として実施する改良工事の財源に充てるため、9,890万円借り入れるものでございます。

2 項の出資金は、当該事業について、地方交付税の繰り出し基準で認められている一般会計からの出資を見込み、2,541万5,000円を計上しております。

3 項の負担金は消火栓設置等の工事に対する負担金で、前年度と同額です。

4 項の補助金は、重要施設配水管更新事業の国庫補助金として、対象事業費の3分の1となる4,766万7,000円を計上しております。

次に、支出となります。

1 款 1 項の建設改良費は1億7,707万6,000円で、前年度比245.7%、1億2,600万円ほどの増としております。令和8年度は、主に林際地区の配水管、延長0.9キロメートルを更新する予定であり、議案関係参考資料75ページに同様の内容で記載しております。

2 項の企業債償還金につきましては、前年度比13%、2,000万円ほどの減としております。

277ページに企業債元利償還予定表を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、水道事業会計財務に関する諸表について説明をいたします。

ページ戻りまして、260ページをお開き願います。

令和8年度中の現金の流れについて、活動区分ごとの状況を示す予定キャッシュフロー計算書を記載しております。

最下段、令和8年度末では1億1,936万円ほどの現金残高を見込んでおりますが、一般会計からの長期借入れ1億円が反映された数字となっております。

ページ飛びまして、267、268ページをお開き願います。

水道事業が保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表す令和8年度の予定貸借対照表でございまして。

267ページ、右側の下から3段目、固定資産の合計は約116億9,000万円となり、現金などの流動資産を合わせた資産の合計額は、最下段のとおり、118億1,342万9,000円となる予定であります。

268ページは負債となります。

ページ真ん中の上段、企業債の残高は約9億6,000万円となり、その下段には、一般会計からの長期借入金1億円を計上しております。今後計画を予定しております老朽管更新事業において、毎年度企業債での借入れを行わなければなりませんので、企業債の残高は当面の間、

このままの状況で推移するものと思われます。

270ページをお開き願います。

令和7年度末時点の予定損益計算書でございます。

今年度の経営成績の見込みを表すものですが、右側の下から3段目の当年度純損益は381万3,000円の若干の赤字となる見込みとなっております。

続いて、271、272ページをお開き願います。

令和8年度の予定貸借対照表です。

272ページ、真ん中の最下段、未処理欠損金は3,844万2,000円となる見込みです。当初の見込みでは、純損失を約220万円、未処理欠損金を約3,200万円と見込んでおりましたが、人口減少に伴う給水収益の減少や物価高騰による給水費用の上昇等により、純損失、未処理欠損金ともに若干上振れするものと推測しております。

令和8年度におきましても、引き続き効率的な事業運営に努めるとともに、経費削減等にも意を用いながら、安定した経営に当たってまいりたいと考えております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 司君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑。今野委員。

○今野雄紀委員 ページ数252ページ、所長の説明ですと、年々、給水件数、給水量が減っているということで、1日3,600トン。そこで伺いたいのは、その減少傾向について伺いたいと思うんですけれども、そこでもしお分かりでしたら、個人の分の使うやつと、あと企業というか、工場とかそういったやつで使う分のやつが資料としてお分かりでしたら、どちらの分の減少が大きいのか、その辺伺いたいと思います。

もう一点はページ数267ページだと思うんですけれども、固定資産について伺いたいと思います。固定資産の分なんですけれども、更新される配水管はこのうちのどれに入っているのか。構築物なのか、それともいろんな部分があるのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） それでは、給水件数の推移ということで、大変申し訳ございませんが、個人と企業の区別をした数字というのを持ち合わせておりませんので、令和4

年度からの給水区域の人口のほうでお話をさせていただければと思いますが、令和４年度では１万１,８８８人、令和５年度は１万１,６６５人、令和６年度では１万１,４５８人と、微増という形で推移しております。

それから、２件目の給水管の分の固定資産のところなんですけれども、こちらは（１）有形固定資産、ハの構築物、こちらに含まれるというところであります。

○委員長（阿部 司君） 今野委員。

○今野雄紀委員 水道の使用なんですけれども、個人、大体、今加工さんとか、いろいろ仕事の関係でいっぱい使っていたときと、現在もそれなりに使っているのか、そういったところの推移を再度伺っておきたいと思います。

あともう一点、固定資産の件は構築物という説明でしたけれども、そこで減価償却なんです、老朽管に対する、その評価によって減価償却なんだろうけれども、その割合というんですか、更新すればまた新たな固定資産が出て、その繰り返しなんだろうけれども、大体、現段階では固定資産がどれぐらいの割合なのか、更新されているのか、そこで耐用年数が過ぎた部分の配水管はどれぐらいあるのか、その辺もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） 給水量の関係ですけれども、確かに震災によって若干企業とかは減ってきてはいるというところで、ただ、ここ数年では水産加工であったりというところの水量はそれほど大きな変わりはないというところです。ただ、やはり宿泊施設等であれば、宿泊客が少なくなれば、その分少ないという年もあることはあります。

次に、老朽管の現状というか、多分、前の議会のほうでも御説明はしたかと記憶しておるんですけれども、配水管約２４７キロのうち、老朽管が約４６キロあって、管路の経年の比率は１８．２％ということで御説明をしておりました。

○委員長（阿部 司君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第７５号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第７５号を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第76号令和8年度南三陸町下水道事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） それでは、続きまして、議案第76号令和8年度南三陸町下水道事業会計予算について、細部説明をいたします。

予算書は279ページをお開き願います。

まず、令和8年度の下水道事業会計予算の概要について申し上げます。

第2条は、業務の予定量でございます。事業年度の企業活動の基本的目標として業務の予定量を定めるもので、排水件数は332件、年間総処理水量は7万2,700立米、1日当たり199トンで、令和7年度とほぼ同規模の数量を見込み、建設改良事業として歌津浄化センターの設備更新工事を行う計画でございます。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。収入の下水道事業収益の総額は1億1,184万5,000円で、前年度比6.1%、724万円の減、支出の水道事業費用の総額も同様の額となります。

次のページ、280ページをお開き願います。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。下水道施設を整備するための財源と費用になります。収入の資本的収入の総額は1億2,161万2,000円で、前年度比5.2%、600万円ほどの増、支出の資本的支出の総額は1億3,175万7,000円で、前年度比0.1%、16万円ほどの増と、ほぼ令和7年度と同規模の事業を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、内部に留保してある損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条は、令和8年度をもって契約期間満了を迎える下水道事業業務委託に係る債務負担行為について定めており、水道事業会計予算と同様に、令和8年度は契約手続のみとなり、実際の支出は令和9年度から5か年分の費用について定めるものであります。

第6条は、浄化センターの機械設備の更新に係る事業を目的としまして、企業債の限度額等について定めております。

第7条は、現金が不足した場合の一時借入金の限度額を1億円としております。

第8条は、支出予定の各項の経費の金額の流用について定めたものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費を定めております。

第10条、他会計から受ける補助金は、一般会計からの補助金8,225万7,000円と定めております。

次のページ、282ページ以降は予算に関する説明書になります。

283ページから286ページは、下水道事業会計予算実施計画書でございます。実施計画書では、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、目の段階までの予定額を提示しております。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、少し飛びますが、301ページを開き願います。

(1) の収益的収入及び支出を御覧ください。

まず、収入です。

1 款 1 項の営業収益は、実績等を勘案し、今年度、令和 7 年度とほぼ同額1,661万9,000円の計上でございます。

2 項の営業外収益は9,522万6,000円で、前年度比6.9%、700万円ほどの減で、一般会計からの繰入金等を計上しております。

続きまして、302ページからの支出です。

1 款 1 項の営業費用は1 億354万2,000円で、前年度比6.3%、700万円ほどの減でございます。今年度実施の下水道台帳電子化業務について、令和 8 年度は実施しないこととしたため、減額となるものであります。

333ページに移りまして、2 項の営業外費用は730万3,000円で、主には企業債償還金の利息となりますが、本年度とほぼ同額を計上しております。

次に304ページ、(2) の資本的収入及び支出です。

まず、収入となります。

1 款 1 項の企業債は、歌津浄化センターの機械等更新工事に係る財源に充てるため、3,000万円借り入れる予定としております。

2 項の出資金は、当該工事について、地方交付税の繰り出し基準で認められている一般会計からの出資を見込み、650万円を計上いたしました。

3 項の他会計補助金は、企業債元金償還金分について一般会計からの補助金を、4 項の他会計負担金は、企業債償還金のうち臨時措置分として借り入れた企業債の償還金について、一般会計負担額を計上しております。

次に、支出となります。

1 款 1 項の建設改良費は、歌津浄化センターの機械設備更新を予定し、処理施設整備費として7,810万円を計上しております。

2 項の企業債償還金は、償還計画に基づいた所要額を計上しております。

次の305ページに企業債元利償還予定表を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、下水道事業会計財務に関する諸表について説明をいたします。

287ページにお戻り願います。

令和8年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。この計算書は、年度中の現金の流れについて活動区分ごとの状況を表示しております。

最下段、令和8年度末では、7,000万円ほどの現金残高を見込んでおります。

ページ飛びまして、294ページをお開き願います。

下水道事業が保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表しております令和8年度の予定貸借対照表でございます。

ページ右側の下から3段目、固定資産の合計は約19億4,766万円となり、現金などの流動資産を合わせた資産の合計額は、最下段のとおり、20億2,071万2,000円となる予定であります。

次のページ、295ページに移りまして、負債のほうでございます。

右側上段、企業債の残高は約3億8,000万円、繰延収益として、長期前受金は資産の取得または改良のための補助金や一般会計補助金を載せておりますが、残高は15億3,306万円ほどで、これに自己資本などを加えた負債資本の合計は前のページの資産の合計額と同額となります。

以上、細部説明とさせていただきますが、来年度も、水道事業同様、引き続き効率的な事業運営に努めますとともに、経費削減等にも意を用いながら、安定した経営に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 司君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第76号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで、暫時、昼食のため休憩といたします。再開は午後 1 時10分とします。

午後 0 時 0 0 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○委員長（阿部 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第77号令和 8 年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第77号令和 8 年度南三陸町病院事業会計予算の細部説明をさせていただきます。

予算書は307ページになります。

まず、予算全体の説明になります。

まず、第 2 条の業務の予定量でございますが、令和 8 年度も現状での診療体制を継続するというを基本にしつつ、年間の業務量の予定数量を計算しました。まず、患者数につきましては、入院を 2 万 8, 105 人、前年度対比 1, 095 人、マイナス 3. 8% の減、外来を 3 万 9, 123 人、前年度対比 4, 860 人、11. 1% の減と見込みました。

次、第 3 条収益的収入及び支出の予定額は 21 億 9, 200 万円で、前年度対比 1 億 1, 700 万円、5. 6% の増となっております。主に給与費、減価償却費が増額となったことが要因となります。

続きまして、308 ページになります。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は 2 億 3, 762 万 3, 000 円で、前年度対比 4 億 1, 203 万 2, 000 円、63. 4% の減となっております。主な要因は、令和 7 年度に実施した電子カルテシステムの更新業務の終了によるものでございます。

次に、第 5 条債務負担行為は、医療材料等の一元管理を行う物品管理業務について、令和 8 年度から令和 11 年度までの期間を限度額 9, 500 万円として設定をしてございます。

次に、第 6 条企業債については、医療機器購入を目的に 5, 890 万円を限度額とし、309 ページ下段の第 11 条に掲げる重要な資産の取得として 5 つの医療機器を取得することとしております。

次に、第7条一時借入金につきましては、円滑かつ継続的な事業運営の対応として、限度額を5億円とし、前年度対比2億円、66.7%の増としてございます。

以降、病院事業会計予算に関する説明書、予算事項別明細書にて御説明いたしますので、少し飛びますが、330ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入になります。

1款1項医業収益は13億4,193万9,000円で、業務の予定量を減と見込みましたので、前年度対比1億8,698万2,000円、12.2%の減となっております。

次に、2項医業外収益は8億5,006万円で、2目負担金の一般会計負担金において減収及び柔軟な資金運用への対応として7億円、前年度対比3億円、75%の大幅増となったほか、4目他会計補助金では、国保調整交付金を実績見込みにより計上してございます。

続いて、331ページ上段、5目長期前受金戻入は、取得に際し、国庫補助金等を充当した建物、機器等の減価償却について、当該年度を収益として計上してございまして、前年度対比は398万2,000円、2.9%の増となっております。

次に、支出になります。

1款1項1目給与費は12億5,361万9,000円を計上し、主に給与改定を要因として、前年度対比3,541万4,000円、2.9%の増となります。なお、令和8年度の職員数は119名と見込んでございます。

次に332ページ、2目材料費は1億9,940万円を計上し、物価高騰などの要因はあるものの、令和7年度の実績見込みから前年度と同額としてございます。

続いて、3目経費は4億5,403万円を計上し、こちらは前年度対比1,563万円、3.6%の増としてございます。委託料の精査が主な要因でございます。

次に、333ページ中段より4目減価償却費は2億5,112万円で、前年度対比5,770万4,000円、29.8%増となります。医療機器等の整備が主な要因で、さきに説明しましたとおり、電子カルテシステムの更新が大きな影響となっております。

続いて、334ページ、2項医業外費用ですが、2目長期前払消費税勘定償却において、こちらも医療機器等の整備を要因として、前年度対比673万4,000円、96.1%の増となったほかは前年度とほぼ同額を見込んでございます。

続きまして、335、336ページをお開きください。

資本的収入及び支出になります。

収入、支出ともに2億3,762万3,000円を計上し、さきにも説明いたしました電子カルテシス

テムの更新業務の終了により、前年度対比 4 億1,203万2,000円、63.4%の減となっております。

収入、1 款 1 項 1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債では、医療機器整備のため、企業債として5,890万円を、2 項 1 目出資金では、企業債償還金と医療機器等購入のための一般会計出資金として 1 億7,869万9,000円を計上してございます。

次に、支出においては、1 款 1 項 1 目有形固定資産購入費にて、医療機器購入費として 6,390万3,000円を、2 項 1 目企業債元金償還金では、震災減収対策、医療機器整備に係る償還元金として 1 億7,369万9,000円を計上しております。

最後になりますが、病院事業会計は令和 7 年度も大きな赤字が見込まれております。病院経営は非常に厳しい状況にありますが、令和 8 年度は診療報酬の改定が予定されてございますので、その動向を注視しつつ、診療体制を含めた見直しに着手し、安定経営が図られるよう取組を進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

○委員長（阿部 司君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。星委員。

○星 岳大委員 それでは、ページ数326ページ、事業会計予定損益計算書です。下段のほうの当年度未処理欠損金が13億6,130万2,000円、当年度純利益がマイナス 2 億9,969万5,000円。私、議員 1 年目なもので、この額の規模に少々驚いております。何か収益を上げる取組が必要ではないかと率直に思った次第です。身内や知人に医療関係者がいるのでお聞きしましたが、他地区の病院でも物価高騰などの影響もあり、診療材料を節約したり、診療報酬に加算を増やす努力や健康診断の受入れを増やすなどの取組など、病院の収益を上げる取組を危機感を持って行っているそうです。既に取り組んでいるかと思いますが、南三陸病院でも、さらなる経営改善に向けて、そのような取組、必要ではないかと思うのですが、お聞きします。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 御質問ありがとうございます。また、御心配いただきまして、重ねて御礼を申し上げるところであります。おっしゃるとおり、非常に経営としては厳しい状態がここ数年続いているという状況でございます。

大きく原因となるものが、要因として2つございまして、昨年度の決算の際にも一度御説明をさせていただいておるんですが、常勤科であった整形外科が非常勤科になった、このことによって整形外科による入院が取れなくなったということがありまして、入院費が大きく減額となったというのがまず要因の一つ。それから2つ目が給与費の上昇、それから物価高騰による費用の高騰ということになります。この2つを大きな要因といたしまして、赤字幅が大きくなってきているということでございまして、今御指摘いただいたページですと、当年度純利益、令和7年度の純利益の見込みがマイナス約3億円というふうになるということもございまして、一般会計と御相談をさせていただきまして、今回、負担金を3億円追加していただくということになりました。当然、その減収への対策ということでもございますし、あと当然、日々に支払いと業務というのが発生しますので、その円滑運営を図るということを目的といたしまして、今回措置をしていただいているということでございます。

当然に、御指摘がありました診療報酬の部分ですとか、支出も削減を図るという取組は始めさせていただいておるんですが、残念ながら、その取組を上回るほどの状況で費用がかさんでいるというのが現状でございまして、今回も、そういった面では、令和8年度に何か大きな改善点を盛り込んだ予算ということで提示すべきところなんですが、なかなかそこまでは見いだせていないというところでもございまして、令和8年度に実質的なそういう取組をしまして、収入を増やす、もしくは費用を減らす、双方を取り組むということをして、この赤字幅を幾らかでも抑えていくという取組をして、実質的に令和9年度の予算にその方向性を明確にお示しできればなということで今予定をしているところでございます。

○委員長（阿部 司君） 星委員。

○星 岳大委員 では、令和9年度に向けて、今年度取り組んでいくという考えを聞かせていただきました。同じく他病院の取組になりますが、医療系のコンサルタントをお願いし、経営改善に取り組んでいるそうです。ただ、委託料が高額なため、年単位ではなく、月単位での短い期間で短期集中的に改定に取り組んでいるそうです。南三陸病院のほうでも検討する価値があるのではないかと思います。この辺、考えをお聞かせ願います。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 実は当院でもコンサルタントを入れて経営の方向性ということも一度検討はさせていただいたんですが、その費用面も含めて見送りをさせていただいて、自らの取組で何とかというところで今まで取り組んできたというところでございます。

○委員長（阿部 司君） 星委員。

○星 岳大委員 分かりました。企業もかなり高額だそうですので、その辺、一応参考までに今後も検討していただけたらと思います。人口減少の中、利用者も減少傾向にあるかと思いますが、病院存続のために危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部 司君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 私からは、2点ほど伺います。

まずもって307ページ、先ほど事務局長のほうから説明がありました。年間患者数が減っていく中で、病院事業収益が増えているということはなぜかと思ったら、先ほどの説明で、人件費が上がっているからだという説明でした。そうした場合、今、国でも各自治体の病院経営が大変だということ、全国知事会とか全国市長会などからも要望がありまして、国のほうも支援していくというような報道がなされております。

そういった中で、この令和8年度予算にはそれが該当にならないと思うんですけども、しかし、7億円の一般会計からの繰入れをしていると、そこも見込む必要があると思われるので、その辺、どのように今後の推移を見ているのかが1点。

それから、療養型の人数ですけども、これ、令和7年度とすっかり同額なんですよ。私的に見ると、ただスライドしただけなのかなと見たんですけども、その辺、療養型だから動きがないから、ただ同じく載せたと私には見えるんですけども、その辺、同額としたというその理由ですね、伺いたいします。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） まず、予算的な措置を見込んでいるのかというところでございますが、まず令和7年度において国の補正予算の措置がございまして、それに基づいて、今、計算上では2,000万円程度の財源手当てがあるというふうなことで計算をしております、その収入を手續をしているというところでございます。

また、例年、予算編成の際に御説明をするんですが、交付税の算定におきまして、普通交付税、それから特別交付税の算定において、国の地方財政対策と言って、次年度、どういうふうな地方への財政対策をしますかというのが示されるんですけども、その中でも、令和8年度も引き続き継続されるもの、それから拡充されるものとありまして、あくまで私のところでの試算でございますが、今回7億円の負担金のうちの約2分の1程度につきましては、この交付税の措置をもって手当てされるんだろうというふうに見込んでいるところでござい

ます。

あわせて、4条予算と言われる出資金、一般会計からの出資金につきましても、繰り出し基準というのがございまして、こちら、そのかかった費用に対して2分の1が交付税で措置されるということでございますので、引き続き、今後国の動向も含めて、あと冒頭にも申しましたが、令和8年度は診療報酬改定が予定されてございますので、その動向も注視しながら運営をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の療養につきましましては、年間の推移を見ておりますと、ほぼ療養につきましましては大きな移動がないという状況でございまして、全国的な傾向といたしましても、実は療養病床の稼働率というのは若干下がってきているというのが現状というふうに伺ってございます。ですので、今回の当初予算の編成におきましては、前年度と同数を見込ませていただいたというところでございます。

○委員長（阿部 司君） 及川委員。

○及川幸子委員 国からは2,000万円ほどと、全国的に自治体病院が大変だということを国でも分かりながら、何だ、2,000万円と聞くと、そればりというような思いがするわけですので、この辺を知事会、それから町のほうでも国のほうに要望を出していただいて、もっと支援をいただけるような手だてを考えていただきたいと思います。

この7億円のうち、今お伺いしたら、2分の1が補助対象ということで、それは今後とも注視して、そういうものを使いながら運営していただきたいと思います。

それから、療養病床の件ですけれども、当町でも全国的にも横ばいということ、今伺って分かるわけですけれども、現在の療養型の入院患者の流れというのは、多い人で何年ぐらいいるのか、多分一、二年なのかと、動きが、思われるんですけれども、横ばいと言いながら、大体の変動はどう見ているのか、お伺いいたします。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 1点目につきましては、事務長等の会議等もございまして、その場で触れて、あと折に触れて、町長も通して国のほうにも要望をお願いしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の療養の部分についてなんですが、すみませんが、個人的な部分のデータというのは持ち合わせてございませんので、当然にお一人お一人の分を追跡して集計をしているわけではなくて、月を締める段階で、その次どういう動きがあったかということを数値として捉えて傾向を見ていくということになります。傾向とすると、やはり入院されている

皆さんの年齢は高くなってきているというのが現状でございまして、どちらかといいますと、残念ながら死亡退院になるようなケースも散見されるということになりますから、動きはあるんですけども、全体的には前年度と同じような推移を取っているというのが現状というふうに認識をしております。

○委員長（阿部 司君） 及川委員。

○及川幸子委員 病院会計については、今後、収入、収益を考えるとなかなか厳しい、これからずっと厳しいものがあるのかなと思われるので、この辺を知恵を出しながら考えていきたいと思いますので、今後の推移、町長、どのように考えるか、お伺いいたします。

○委員長（阿部 司君） 町長。

○町長（千葉 啓君） 自治体病院につきましては、当町だけでなく非常に厳しい状況であるというふうなところでございます。先ほどお話があったように、知事会、町村会含めて、国には要望を引き続きやっているところでございますけれども、現実には、先ほど事務長から話があったように、2,000万円ぐらいの支援しか正直出てこない状況でございます。引き続き要望はするんですけれども、そういった経費もそうですけれども、体制とか、そういった部分の支援も必要なのかなというふうに思っているところでございますので、当然、この自治体病院はなくすわけにはいきませんので、そこはしっかり要望するところは要望する、あとは診療体制も含めて、町としても善処するというふうなところでございます。

○委員長（阿部 司君） ほかに。千葉委員。

○千葉伸孝委員 何点かお聞きします。307ページ、病床の関係なんですけれども、一般病床が40、そして療養型が50ということで、この病床の数というのは、これまで病院経営が大変な中で、この病床の変化というものがどんな形だったのか、その辺、まず1問です。

あとは、体調が悪くて入院したいと言ってもなかなか病床がいっぱいだとか、あと先生が、緊急の人の対応のために何床か空けておかないといけないというような話も聞いたんですけれども、ふだんはどういった形の病床をいざというきのために空けているのか、それが2点目。

あと3点目は、119番、広域に4月1日からなりますけれども、そういった広域の中での救急搬送に対して、南三陸病院としての問題点と今後の対応、その3点、どんな形で考えているのか、その辺お聞かせください。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 病床数につきましては、南三陸病院が開院時点から

一般病床40床、療養病床50床ということで、合計しまして90床で病院経営を図っているということに関して、その全体数というのは現在も変わりはありません。

その中で、いわゆるベッドの稼働率という部分になりますと、常々院内でもお話しするんですけれども、8割程度はやはり常時キープできるような診療体制を取れるようにみんなで努力しようという話をしておるんですけれども、残念ながら、ここ数年はそれを割り込むケースが多いというような状況で推移をしているというのが現状でございます。ですので、今年度は当初予算の段階で、病院に係る全体の人数を減少ということで提示をさせていただいたということでございます。

それから、緊急性を受けるために空けているのかということではありますが、決してそういうことではございませんでして、やはりどうしても緊急性が高いというふうになれば、近隣の中核的な病院のほうに搬送せざるを得ないということがございます。当然、その後、連携とすれば、急性期が回復されて、回復期を当院で過ごすということが可能であれば、また当院のほうに転院をしていただくというようなことも連携として進めてございますので、そういったことも見ながら、運営については今後も努めていきたいというふうに思っております。

それから、3点目の119番につきましては、もう既に試験的に運用は始まってございまして、現状のところ、特段の問題は発生してございませんので、多分このまま順調に推移していくんだろうなというふうには見込んでございます。

○委員長（阿部 司君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 病床数に関しては、今までも変わらないんだということ、そして、充足率については8割ぐらいということで、常備、病床は空いているのかなと、緊急の方の場合。その辺聞いて安心しました。以前に私も病院の件について質問したんですが、急な患者さんがいて、その方が体調を崩して、でも病床がなくて入院できないとか、あと家族がぜひ入院させてくれと言ってもなかなか先生の許可がないと入院できなかったという現状をいろいろ聞いています。町民の方が自分の体の安全とか体調を図るために入院したいという要望があった場合は、病院のほうでも8割ぐらい稼働率で収まっていて2割ぐらいが空いているんだっただらば、町民の方が入院したいというときは、ぜひ私は入院させてほしいと思います。入院することによって寿命が延びるということもありますので、できれば、病院の売上げ云々じゃなくて、患者が南三陸町に入院したいと思えば、できれば病院のほうには病床を空けても入院させてほしいと思います。

あと、石巻に今度広域、一括でもって、石巻市、南三陸町、気仙沼本吉ですね、そして登米

市、これが一括になって全部の救急をそちらで受けて、空いている病院に、近い病院に、患者が体調を崩した場合にそこから連絡して一番近い病院、一番適した病院に搬送するというような、今後体制ということなのですが、その辺に関して、もう試験運用のような形で、今順調はしていると言っていましたので、その辺に関しては問題ないということですね。病床のことも町民のいざというときに対応はできると。分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 1点だけ。2点目の御質問ですね、入院の希望によって入院できるかというのは、これはあくまで医師の判断でございますので、そこは御理解をいただければということでございます。

○委員長（阿部 司君） よろしいですか。須藤委員。

○須藤清孝委員 1点だけ、お示しできますページ数がないので恐縮なんですけれども、1点だけ伺います。

先日の施政方針を受けまして、町長が新しいまちづくりに対する覚悟というのをお示しいただきました。担当部局として預かる方として、発言に限りがあることは承知しているところではございますけれども、今、何度かのやり取りがある中で、重複する部分もあるかと思えます。ただ、あえて、これからの姿勢というものをもう一度お示ししたいと思えます。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 冒頭の細部説明の中にも申し上げさせていただきましたが、当然、これまでのとおりというわけにはいかないというふうに思っております。当然、一般会計も、当該の金額を負担金としてずっと出し続けられるのかといえば、それは難しいんだろうなというのは重々理解できるということでございます。

その上でなんですが、病院というのは調整すべき機関であつたりというのが多岐にわたります。ですので、今ここで軽々に発言することがいろんな分野に影響を与えるということも承知した上でということになりますので、ただ、冒頭にも言いましたが、診療体制も含めた見直しはせざるを得ない状況まで来ているというふうには認識してございますので、令和8年度はそういった取組に傾注していくということになろうかと思えますので、よろしくお願いします。

○委員長（阿部 司君） 須藤委員。

○須藤清孝委員 分かりました。話の受け止め方というのは様々あるかと思えます。町長が覚悟を示された以上、我々議会も含めて、この場にいる全員が改めて言葉にし、そして耳にし

て、それから、これからのまちづくりの方向性というのは共有する必要があると考えています。いまだかつてない危機的な状況の中で、町民生活第一のまちづくり、ここはもう共通すべき、共有すべきテーマであると思います。令和8年度において、さらには令和9年度に向けた、それぞれの立場においての精いっぱいの努力を重ねていかなければならないものと私は考えております。よろしくお願いします。

○委員長（阿部 司君） いいですか。ほかに。伊藤委員。

○伊藤 俊委員 では、2点、お尋ねします。

端的に、今回の一般会計から負担金として病院に繰り出すわけなんですけど、今、須藤委員のほうから質問いただいて、姿勢というのはお答えいただきました。できれば町長にお答えいただきたいんですが、これ出す側として。今回の措置は今年限りと考えているのか、それとも、やっぱりまだまだ経営は厳しい、一般会計からの繰り出しは今後も検討せざるを得ないのか、ちょっとその辺の姿勢でなくて方向性というか、考え、今時点で結構ですので、お聞きしたいと思います。

それから、前段の質問の中の答弁で、なかなか取組を上回る費用がかさんでいるですとか、あとは改善点をなかなかちょっと見いだせていないというお答えもありましたけれども、経営体質を変えるために、やっぱり病床の話がありました。急性期、そして療養型、変わっていないと。そのほかの検討というの、は今までされたことはありますでしょうか。

○委員長（阿部 司君） 町長。

○町長（千葉 啓君） 1点目でございます。一般会計の繰り出し、今後も出さざるを得ないのかというふうなところでございますけれども、正直、やはり自治体病院はもうからない仕組みになっているんです、そもそも。そうやってしまうと何か元も子もないようなあれなんですけれども、なかなか、例えば民間企業では採算性の難しい部門も担っておりますし、当然ながら、100名以上の職員も抱えているという中で、人件費も高騰している、物価も高騰しているというふうな部分の中で、ただ、住民の生命を守っていかなければならないというふうなことを考えると、当面は一般会計、これまで同様、繰り出しはせざるを得ないというふうには思っております。ただ、その支出の割合といいますか、額をできるだけ抑えながらというふうなところは努力する、せざるを得ないというふうなところでございます。

前にもお話しさせていただきましたけれども、広域的な連携も含めて、こちらのほうで、病院側は別として、こちら側で努力できることは全てやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 2点目の御質問でございます。さきの御質問にありましたが、全体的な病床数に今手を加えるというところまでには至っていないというのが現状でございますが、それで何かしていないのかということではなくて、その範囲の中で、先ほどもちょっと言葉も出ておったんですが、診療報酬を高いものに取り得るような取組をできないかということで、医師の先生方に研修を受けていただいて新たな基準を取っていただくとか、そういった努力は当然にさせていただいております。

そのほかに、医療収益だけでなく、医業外収益ということで、人間ドックとか健康診断とか、そういったものも広く受け入れられるように営業努力もしているところでございますし、以前、佐藤雄一委員さんだったでしょうか、病院のベッドを使って介護保険ができないのかみたいな御質問を頂戴したことがあって、そういったことも検討してみたりとか、あらゆることを排除せずに行っているんですが、なかなか即効性というのが見だしにくくて、それをするにもいろいろな調整が必要な上に成り立っていくということになりますので、とはいえ、いつまでもということになりますので、そこは令和8年度というのを一つのポイントとして進めていきたいというのが考えでございます。

○委員長（阿部 司君） 伊藤委員。

○伊藤 俊委員 町長から、広域の圏域も含めた改革の必要性も伺いましたので、繰り返しの質問にならないように、ここで質問を終わりたいのでお聞きしたいと思います。いろんな全国で地方病院がいろいろ経営改善を図って努力はされているんじゃないかなと思うんですが、当町の場合、やはり療養型の割合が大きいということが一つ、どうしても収益追求の話はしたくないんですけれども、とはいえ、やはり稼働率を上げていくとか、いろいろやっぱり改善を図っていくためには、ずっと今まで病床の割合も固定化されていたと思うので、それを、急には難しくても検討していく、その変化を検討していくというのは一つの方策かなと思っております。ほかの事例を見れば、療養型と急性期のバランスを取る病院もあれば、あと地域包括ケア病棟、これも制度としてしっかり出されておりますので、もちろん医師の確保と看護師の確保とかは並々ならぬ努力は必要ですけれども、そういった選択肢もあるということも一つ事例としてありますし、ぜひその辺は改善の本気度をぜひ議会のほうにも示していただきたいなと思っているんですが、どうでしょうか。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） まさしく、そういった面で、何度も申し上げました

が、令和8年度というのが重要な年度になるというふうに思っていますので、単に経営面からの視点だけだと間違った判断になる可能性もありますので、この町にとってどういう医療体制が今後とも必要なのか、それを維持していくためにどういった規模感がいいのか、そういったところを総合的に検討しながら、どこをどう改善すべきかということを取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（阿部 司君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。

まず1点目なんですけれども、常勤が非常勤になって入院が減ったという、そういう説明がありました。そこで伺いたいのは、今後の医師の補充手配、そういったところはどのような形で考えていくのか。

それともう一点、先ほど来の説明ですと、例えば補充できたから黒字に近づくという、そういう状況でもあるのか、その辺を伺いたいのと、あと入院が減ったということでお聞きしたいんですが、以前、震災前ですか、町内の個人病院というんですか、そういったところとの連携で入院を増やすという、そういったようなことも言われていましたけれども、現在の法の縛りですか、そういったやつでは可能なかどうか。

あともう一点、広域でいろいろ今度、救急車から何からなるということなので、広域でのオンラインみたいな診療は可能なかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） まず、1点目の、当然に医師の補充といいますが、当院で必要とされる診療科に対する医師に対しては今後も取組は進めていくということになります。当然に常勤のお医者さんということであれば診療時間も長くなるということになりますので、当然に収入につながっていくものというふうに見込んでおりますが、現在、東北大学病院を中心に外来診療の派遣をいただいているということなんです、東北大学病院自体も医師の確保に今苦慮しているというような状況も聞いてございますので、また加えて、当院だけへの派遣ということはなくて、県内、県外へも派遣されているということでございますので、全体としてそこは調整されていくんだろうなということになりますので、当院とすれば、必要な診療科に継続的に医師を派遣していただくように、今後もそこは努力をしていくということが基本というふうに考えてございます。

それから、個人のお医者さんとの連携という部分なんです、現状の制度からしますと、入院が必要になった場合については、紹介状を持って当院に紹介をしていただいて、入院をこ

ちらのほうで受け入れると。当院の医師が主治医として加療に当たると。その後、回復されて、通院で可能だというふうなことになるれば、これまでかかりつけとしていた個人のお医者さんにまた診ていただくというのが自然な流れなのかなというふうには今考えております。

それから、広域のオンラインということですが、一部の分野では、東北大学病院とオンラインでつないで診療ができないかということが実験的に始まっている分野もございます。数時間かけて仙台までおいでいただいて、実質、数十分の診療でお帰りいただくみたいなのがやはり患者さんの負担になるんじゃないかという思いはやはり大きな病院さんにもあって、そこがそういった技術で改善できる、DXという言葉になるのでしょうか、そういうことが可能だという分野については取組が始まっているということではございますが、当院の現状とすると、常時的にそれが可能かと言われると、現状としてはかなり厳しい状況にあります。

○委員長（阿部 司君） 今野委員。

○今野雄紀委員 では、医師の確保というか、それに関してなんですけれども、町長、今後どのような形で進めていくのか。無理無理お願いしていくようになるんでしょうけれども、その意気込みというか、そういったことをお聞かせいただきたいと思います。

あと、入院が減ったということで、以前だと、個人病院の先生がこの病院に来て診るという、そういうこともあったような記憶もあるんですけれども、やはり制度的には難しいのかどうか、その点、再度確認させていただきます。

あと、オンライン診療に関しては、一部では普及しているということですが、今後、広域でいろんな病院との連携ができるのであれば、その広域の中の病院の先生とオンラインとか、そういうのは難しいのかどうか、再度、今の制度の中で伺いたいと思います。

○委員長（阿部 司君） 町長。

○町長（千葉 啓君） 1点目の医師の確保でございます。これも、県を通じて東北大学病院に県全体として要望しております。当院だけが少ないわけではなくて、県全体で少なくなっているのをお願いしているというふうなところでございます。なかなか厳しいというふうな返事はいただいているところでございます。来年度につきましては、現体制は維持するというふうな返事まではいただいているというふうなところでございますけれども、今後の補充につきましては、引き続き町としても直接、東北大学病院のほうに出向いてお願いはする予定でございます。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 2点目の御質問でございます。個人の先生が、場合によって、外来の診療を御担当いただくというケースはあり得るかもしれないんですけども、主治医として、当院に入院だけをというのは一定の基準がございまして、それをクリアするのが現状とするとなかなか厳しいのかなというふうには見ているところでございます。今後の制度の在り方もございますので、その辺は、今後もどういう連携というのがこの地域にとっていいのかということは、引き続き、そこは意見交換なども含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、最後の広域の分につきましては、恐らくですが、今後はそういったことが日常的に近いような状況というのはどんどん見えてくるんだろうなというふうに思っておりますが、当然双方の体制というのもございますので、それを考えると、さらに、今、これまでも御質問いただいて、来年度は相当に厳しい判断を迫られるケースもあるということを考えると、近々、そういったものに取り組むというのもなかなかこれも厳しいのかなというふうに考えてございます。

○委員長（阿部 司君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 この病院の不良債務、赤字、町の負担が大きくなるというような話を聞きますと、三十数年前の公立志津川病院の大きな問題がよみがえってきます。大変な時代になって、それを清算するのに大分長い時間かけて、ようやく解消したという経緯がありまして、当時は病院のために町が滅びるという言葉まで出た時代でありました。そういうふうなことになったんでは大変でありますし、とにかく共に頑張ってこの危機を乗り越えていかなければならないというふうに感じておるところであります。

先ほど町長が言っていましたように、自治体病院は黒字が目標じゃないんですね。いかに赤字を減らしていくかという、これが目標だと思っております。それにはやはり経費の節約、それから患者さんの入院・外来も増やしていかなければならない、それにはお医者さんが必要だということで、いつの時代もお医者さん不足ということが赤字の原因だという結果になるわけですが、これは病院、それから執行部当局のほうも一緒になって、その確保のために頑張っていかなければならないというふうに思っています。

ともあれ、8億幾らの一般会計からの繰り出しで大変だなと思っておりますし、収入も限られているわけですよ、これを見るとね。だから、いかに支出を減らすかだと思うので、職員の方々、一生懸命皆さんやってもらっています。現場の方々、一生懸命やってもらっています。感謝しております。

この間、第60号の議案でもありましたね、60号、61号の債権の放棄ですか。こういう金額が12万とか幾らという小さな金額なんですけど、いかにこういうことをしないように、これが自助努力だと私は思うんですよ。時効が来たから処理します。これは誰でもできることであって、努力がさっぱり見えないような感じがする。理由は何ですか、所在が分かりません、時効ですみたいな感じでね。じゃあ構わないでおけばどんどんどんどん増えてくるわけですよ。お話を聞きますと、金額は分かりませんが、2件ほどまた出てくるようなお話でありますので、そういったこと、小さな金額でも入ってくるような、それがやっぱり努力が大事ではないかなというふうに思います。

町長、お医者さんの確保、これはいつの時代も大変な時代です。我が町だけでなく、どこの病院も自治体病院も頭を抱えるところでもありますけれども、それから国への診療報酬改定、令和8年度は2.26ですか、あたかもいっぱい出すようなことを語って、たったの2.26ですよ。どこに足りるかということになるんですね。ですから、国に対しての、前の町長のときも私、発言しているんです。とにかく国に対して要望してくれと。自分だけでなく、宮城県下の自治体、全国の自治体病院を持っている首長さん、みんなでやりましょうという話になっていますので、ぜひ、これはみんなで連絡を取り合って、県を通じて全国の町村会ですか、ありますから、そこに行って発言をして、ぜひ厚労省に対しての要望活動をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（阿部 司君） 町長。

○町長（千葉 啓君） 大変医師の確保は厳しい状況でございますけれども、今お話しされたように、一自治体ではなかなか要望が通らない部分を、県全体、あと国に対して、まとまって要望していくというふうな部分は、今後とも継続をさせていただくというところでございますし、あと、やはり自助努力として、看護師等も含めたそういったサービスの向上、そういった部分も併せてやっていかないと、なかなか患者数という部分も伸びないのかなというふうに思っておりますので、その辺、意を用いて頑張らせていただきたいと思います。

○委員長（阿部 司君） ほかに。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 すみません、質問しないつもりだったんですけども、非常に厳しい、厳しい、危機的だというお話ばかり続いちゃったので、1つだけ。とはいえ、なくすわけにいかない病院でありますから、地域の皆さんで支えていく、地域の皆さんに受け入れられる病院づくりを目指すということもこれ必要だと思いますので、経営目線の視点ももちろん大事なんですけども、南三陸の町民の皆さんに親しまれるような病院づくりをぜひ目指していた

だきたいと思いますけれども、そのあたり、令和８年度、どうお考えなのか、伺います。

○委員長（阿部 司君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 正直言いまして、震災からの復興期を何とか乗り越えて、現在の病院を再建して10年という期間が過ぎました。今11年目に入っているというところでございます。一つ、委員がおっしゃるように、これまでは前向きに病院の運営を軌道に乗せて前に進んでいくということにこれまで取り組んできたという部分があつて、もしかすると御指摘の部分というのは少しないがしろになっていた部分もあるのかなというふうに思います。もう少し地域に開かれた病院になるためにはどうすればいいのかといったところも、やはり今後は意を用いていく必要があるのかなと。先ほど町長もおっしゃってありましたとおり、そういった部分を今後取り組んでいくということになろうかと思います。具体的に何かと言われると、今のところ答えはないんですが、そういった部分を意識して令和８年度は取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（阿部 司君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第77号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第78号令和８年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第78号令和８年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計の細部説明をさせていただきます。

予算書339ページになります。

まず、第２条業務の予定量ですが、令和７年度の実績を踏まえ、年間利用者数は6,075人、前年度対比486人、7.4%の減と、１日平均利用者は25人で、前年度対比２人、7.4%の減と見込みました。

次に、第3条収益的収入及び支出ですが、収入、支出とも4,700万円で、いずれも前年度対比180万円、3.7%の減となっております。

予算額の詳細につきましては、訪問看護ステーション事業会計予算に関する説明書、事項別明細書で説明いたしますので、356ページをお開きください。

収入、1款1項事業収益は4,699万4,000円で、業務の予定量を減と見込みましたので、こちらも前年度対比180万円、3.7%の減となっております。

2項事業外費用、3項特別利益は、前年度同額の計上となります。

次に357ページ、支出、1款1項事業費用は4,609万8,000円で、給与費において会計年度任用職員の配置を見直すなどして、前年度対比201万4,000円、4.2%の減となっております。

358ページ、2項事業外費用、3項特別損失は前年度並みを見込み、4項予備費は財源調整のため前年度対比19万4,000円、28.7%の増として計上してございます。

以上簡単ではございますが、細部説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部 司君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

それでは、なしということで、なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第78号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました議案第70号から議案第78号までの9案は、全て可決すべきものと決定いたしました。

本特別委員会における審査結果につきましては、委員長報告書を作成し、議長に提出することといたします。

これをもって、令和8年度当初予算審査特別委員会を閉会したいと思います。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 司君） 異議なしと認めます。

それでは、ここで一言挨拶をさせていただきます。

3月10日から始まりました令和8年度当初予算審査特別委員会の審査も、皆様の御協力の下、4日間という短期間で終えることができました。4日間という日程には熟議が足りないという考えもあろうかと思いますが、本日までに審議しました内容につきましては、町民に対しまして説明責任が生じますので、当局はもとより、議員各位も引き続き懸命な努力をお願いいたします。大変御苦労さまでございました。

以上をもちまして、令和8年度当初予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時09分 閉会